

## 障害者作業施設設置等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設や作業設備、就労を容易にするために配慮されたトイレ・スロープ等の附帯施設の設置（当該障害に起因するものに限る）や整備を行う場合、加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減し、雇用の継続に必要な措置（※1）を行う場合に支給します。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	特記事項
<b>①第1種作業施設設置等助成金</b>  ○作業施設等の設置（賃借を除く）または整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> <li>・精神障害者</li> </ul> ※在宅勤務の方も対象	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象障害者1人につき450万円まで（作業施設、附帯施設、作業設備の合計）</li> <li>・作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき450万円まで）</li> <li>・短時間労働者（※2）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> <li>・1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで</li> </ul>	3年間	対象障害者等の雇い入れ、中途障害者に係る職場復帰、人事異動等から6か月以上経過しており、作業施設等の設置・整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、対象となりません。
<b>②第2種作業施設設置等助成金</b>  ○作業施設等の賃借による措置			<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象障害者1人につき月13万円まで</li> <li>・作業設備の場合、対象障害者1人につき月5万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき月13万円まで）</li> <li>・短時間労働者（※2）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> </ul>		

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	特記事項
<b>③第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金</b>  ○作業施設等の設置（賃借を除く）または整備	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の方  ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者  ※在宅勤務の方も対象	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者1人につき450万円まで（作業施設、附帯施設、作業設備の合計）</li> <li>作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき450万円まで）</li> <li>短時間労働者（※2）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> <li>1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで</li> </ul>	3年間	中途障害者は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過し、かつ就労困難性が加齢による変化によるものと認められることが要件です。他の要因による申請については第1種・第2種作業施設設置等助成金で期限内の申請が必要です。
<b>④第2種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金</b>  ○作業施設等の賃借による措置			<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者1人につき月13万円まで</li> <li>作業設備の場合、対象障害者1人につき月5万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき月13万円まで）</li> <li>短時間労働者（※2）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> </ul>		

※1 支給対象障害者の障害特性上、その施設等の設置または整備を行わなければ支給対象障害者の雇い入れまたは雇用の継続が困難であると認められるものであって必要最低限の範囲に限ります。

※2 短時間労働者のうち、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者は、一般労働者の限度額と同じです。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。  
 助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております（<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）。